

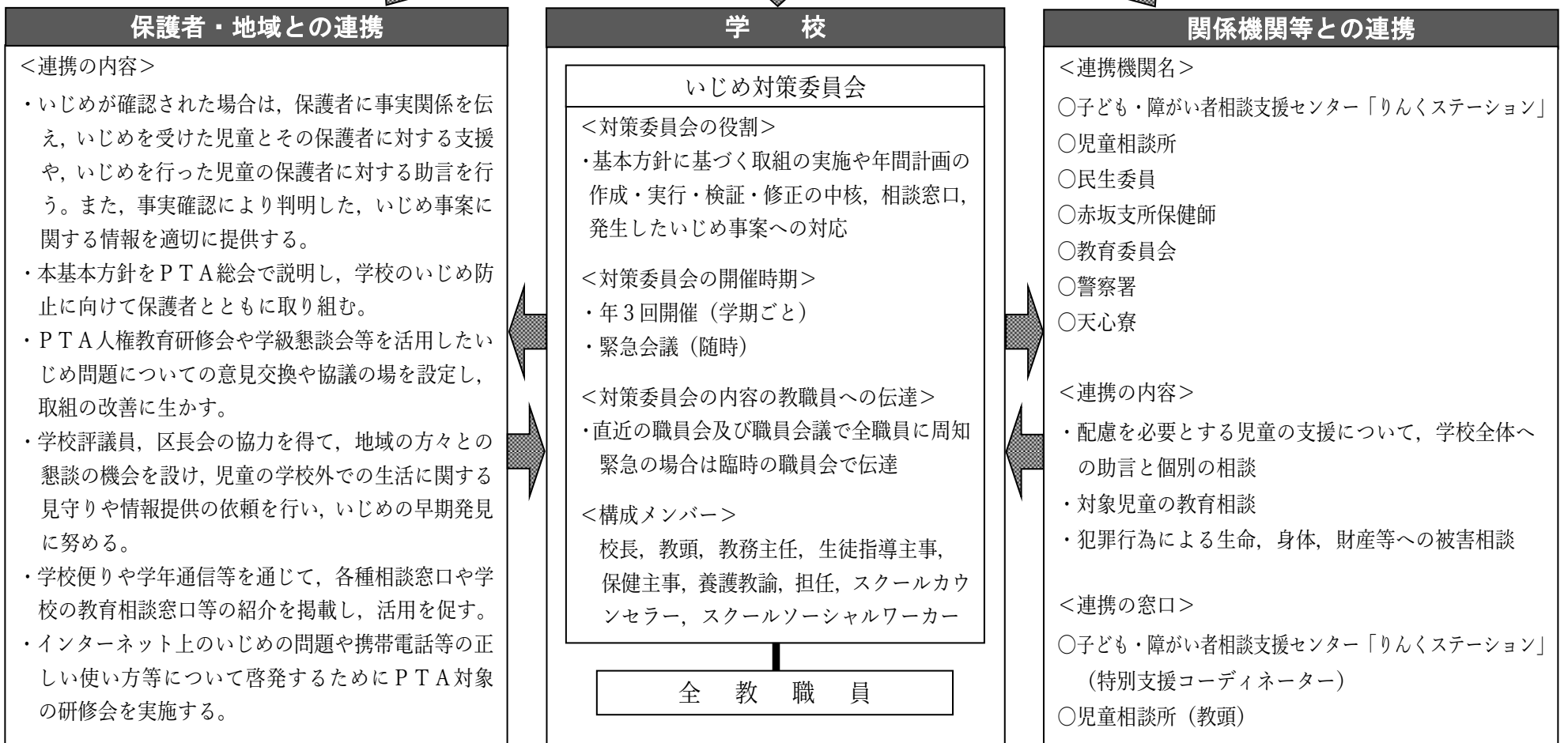
赤磐市立石相小学校 いじめ問題対策基本方針

【いじめの定義】

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（平成25年「いじめ防止対策推進法」より）

いじめ問題への対策の基本的な認識と考え方

- ・いじめは、人として決して許されない行為である。しがしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。いじめの解消は「いじめに係る行為が少なくとも3か月以上止んでいる状態」「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない状態」を言う。
 - ・いじめ対策委員会には、全教職員が関わり、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取組を行う。
 - ・いじめの未然防止に向けた取組を進めるとともに、誰もがわかる授業や活躍できる場を設けることで、自己肯定感や達成感を味わうことのできる学校づくりを進める。
- <重点となる取組>
- いじめの定義についての共通理解
 - 教職員研修
 - 「いじめについて考える週間」や「人権週間」の取組
 - 教育相談（年2回）
 - 縦割り班活動



学校が実施する取組

① いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・学校づくり……行事や児童会活動等を通して、児童が主体的に活躍できる機会を設定することで、満足感や達成感を感じることのできる学校づくりを進める。 ・縦割り班活動……異学年間の交流を深めることで、リーダーとしての自覚や集団の一員としての所属感の高揚を図る。 ・学級集団づくり……互いの違いを認め合い、支え合う学級集団づくりを進める。 ・授業づくり……どの子にもわかる授業をめざし、すべての児童が参加する喜びやわかる喜びを味わうことのできる授業づくりを進める。 ・「いじめについて考える週間」の取組……運営委員会が「岡山県子どもいじめ防止宣言」を全校児童に伝え、いじめの防止を呼びかける。また、学級活動や道徳の授業においていじめに関わるものを扱ったり、いじめ防止標語を作り人権意識の高揚を図ったりする。 ・情報モラル……インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、低学年児童から情報モラルに関する指導を行う。 ・「人権週間」の取組……人権啓発ビデオを視聴した後、道徳の授業などの取組を行い、人権意識の高揚を図る。また、学年ごとに人権スローガンを考え、全校児童の前で発表し、決意表明する。 ・教職員研修……教職員の指導力向上のために、集団づくりや自己有用感の育成についての研修を行う。
② 早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・指導体制……児童の気になる変化や行為があった場合、生徒指導連絡会や晩会で状況を報告し、今後の対応を共通理解して指導にあたる。 また、日頃から気になる児童の話題を職員間で情報共有できる体制をつくる。 ・人間関係づくり……児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような教員と児童との関係づくりをする。 ・気づき……普段の児童の生活の様子をしっかりと見取ったり、声かけを行ったりすることで人間関係の変化に気づくことができるようにする。 ・にこにこアンケート（年2回）……実施後に教育相談を行い、児童の悩みや不安を聞き取るとともに、得た情報を全教職員で共通理解し指導にあたる。 ・教育相談（年2回）……児童の悩みや不安等を早期に発見できるようにする。
③ いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会の開催……いじめへの組織的な対応を行う。 ・いじめの事実確認……本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりした場合は、速やかに確認を行う。 ・いじめを受けた児童及び保護者への支援……いじめがあったことが確認された場合には、いじめを受けた児童を最後まで守り抜くことを最優先に支援を行う。 ・いじめた児童へ及び保護者への対応……いじめた気持ちや背景にも目を向け、行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育めるよう成長を支援する。また、保護者の理解を得ながら、学校と連携した対応への協力を要請する。 ・いじめの解消と継続的な指導……いじめが解消した後も継続的に注意深く観察する。